

福井県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和3年8月23日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年8月31日

福井県監査委員	笹岡	一彦
同	西畑	知佐代
同	江川	権一
同	伊藤	和弘

## 第1 請求の内容

原文のとおり（事実証明書は省略）。

### 福井県職員措置請求書

#### 請求の要旨

福井県知事に、令和3年6月30日現在、福井県アーチェリーセンターの備品である雨天練習ケージを指定管理団体であるアーチェリークライミング振興協議会に賠償させず放置しているという財産管理を怠る事実がある。

依って、福井県知事は指定管理団体に賠償させ、県には財産管理を怠らないことを勧告されたい。

## 第2 請求人（略）

## 第3 請求の受理

令和3年7月9日に要件審査を行い、本件措置請求の受理を決定した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人による新たな証拠の提出および陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和3年7月16日に新たな証拠の提出および陳述の機会を設け、請求人は請求の要旨を陳述した。

### 2 監査対象機関の監査

監査対象機関（以下「対象機関」という。）を福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課とし、関係書類の提出および説明を求めた。

### 3 関係人の調査

法第199条第8項の規定により、本件請求の関係人である福井県アーチェリー・クライミング振興協議会に対して調査を行った。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

対象機関に対する監査および関係人への調査の結果、次の事実を確認した。

#### (1) 本件請求に係る雨天練習ケージについて

- ・雨天練習ケージ（以下「当該備品」という。）は、県が国体強化指定選手の練習のために射場に整備（平成30年3月）したものであり、整備以来国体強化指定選手の練習に専ら使用されていた。
- ・当該備品の整備にあわせて国体強化指定選手専用レーンを設置した。

#### (2) 当該備品および福井県立アーチェリーセンターの管理について

- ・福井県立アーチェリーセンター（以下「センター」という。）は、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、県が管理・運營業務を指定管理者である福井県アーチェリー・クライミング振興協議会（以下「指定管理者」という。）に委託している。
- ・当該備品は、国体強化指定選手の練習のために県が整備（平成30年3月）したものであり、当時の基本協定書（指定管理期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日）において、指定管理者の管理物件とはなっていない。

#### (3) 当該備品の破損および破損後の状況について

##### ア 破損の経緯

- ・令和3年1月8日（金）からの降雪により破損した。
- ・降雪に備え、事前（1月8日）に天幕の除雪などを実施したが、その後予想外の大雪により同月11日に破損していることを確認した。

##### イ 破損後の状況

- ・破損した当該備品は、国体強化指定選手専用レーンの後方の射場外へ移動し、アンカーで固定し、強風等への対策を行うなど安全管理を行うとともに、的場の屋根付きゲージの一部を射場に移動し雨天練習用として使用しており、国体強化指定選手の練習に支障はない。
- ・県では、大雪による破損後、積雪に強いものを再整備することとした。新たな設備の仕様の確定には時間を要することから、工事は令和3年度に行うこととし、施工に向けて、当該備品について対応可能な県内外の業者と協議を進めたが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う移動制限があったことなどから仕様の確定・設計に時間を要した。完成は10月の予定となっている。

### 2 判 断

#### (1) 当該備品の管理責任について

当該備品は、国体強化指定選手の練習用として県が整備したものであり、基本協定書第4条に規定されている指定管理者の管理物件ではないため、県が管理責任を負うものである。

(2) 指定管理者への賠償請求について

上述のとおり、当該備品の管理責任は県が負っていることから、指定管理者に賠償を求めることは適当でない。

(3) 当該備品に係る県の管理状況について

ア 破損前の状況

「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が発表されたため、大雪に備え事前に天幕の除雪を行うなど破損防止措置を講じていたが、短時間に顕著な降雪を観測する想定外の大雪であったこと、大量の降雪によりアーチェリー場は使用不能となり、直ちに除雪等の対応を取ることができない状況であったこと等を考慮すると、今回の破損は大雪という不可抗力の災害に起因するものであると考えられる。

イ 破損後の状況

破損後、当該備品を射場外へ移動し、アンカーで固定し強風等への対策を行うなど安全確保の措置を講じている。

さらに、的場の屋根付きゲージの一部を射場に移動し、雨天練習用として使用しており、国体強化指定選手の練習に支障は生じていない。

なお、県は、当該備品の再整備について、対応可能な県内外の業者と協議を進めた。積雪に強いものとするための新たな仕様の検討や新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う移動制限の影響により作業に時間を要したものの、現在、再整備工事の着工に向けて準備が進められている。

以上のことから、県は破損前については管理を怠っておらず、破損後についても適切に管理を行っているといえる。

### 3 結 論

本件措置請求には、理由がないものと認め棄却する。